



第221回国会（特別会）をふり返って：社会保障の確立に引き続き取り組む

第221回国会（特別会）は、2026年2月18日に開会、7月25日に終了しました。問題の多い法案等がいくつも成立しました。

税制改正関連法と2026年度当初予算

2026年度の税制改正関連法（所得税法等の一部を改正する法律と地方税法等の一部を改正する法律）は、3月31日に成立しました。個人所得税の課税最低限を178万円に引き上げると同時に、防衛力強化のための防衛特別所得税（2027年1月から、復興特別所得税の2.1%から1.0%をつけ替え）が新設されました。現在、給付付き税額控除とそれまでのつなぎとして飲食料品の消費税率1%への引き下げが検討されていますが、期間限定の消費減税は混乱をもたらすうえに、高所得者層に有利になるという問題があります。税の所得再分配機能を強化することこそが求められています。

2026年度当初予算は4月7日に成立しました。一般会計総額は122.3兆円となり、歳入の4分の1を国債に依存しています。財政規律の弛緩による円安、輸入インフレが懸念されます。介護報酬は平均2.03%引き上げる改定で、2026年6月分から月1万円をベースに最大1万9千円賃上げ（定昇分を含む）相当分が措置されました。

健康保険法等の一部を改正する法律

健康保険法等の一部を改正する法律が5月29日に成立しました。妊娠・出産に対する支援の強化（出産の標準的な費用に自己負担がかからないようにする）という改正もあるものの、以下に述べる問題があります。性格の異なるさまざまな項目をまとめて改正する議案であること自体問題です。

高額療養費制度に関する改正は、医療費の増大を理由に、月ごとの自己負担限度額を引き上げるもので、2026年8月からすべての所得区分において上限額を4～7%引き上げました。また、2027年8月から、所得区分（現行4～5区分）を13区分に細分化し、所得によっては現行より38%高くなる例も。あわせて、70歳以上の外来医療費の自己負担に上限を設ける「外来特例」については、2026年8月から、一般は月18,000円が22,000円に、住民税非課税は月8,000円が11,000円に引き上げられました。確かに、年間上限額の新設など、長期療養者や低所得者への若干の配慮は盛り込まれましたが、これまでも経済的な負担から必要な治療を断念せざるを得ない方や治療により生活の困窮に陥る方がいたのに、さらに負担が増加します。

OTC類似薬の保険給付の見直しは、市販されている一般用医薬品・要指導医薬品と有効成分や効能・効果が類似する医療用医薬品の薬剤費の4分の1が利用者の負担になるもの。しかし、保険外療養となる薬剤の範囲がなし崩し的に広げられる懸念があり、薬剤費以外の診療行為まで保険外療養となるのではないかと指摘もあります。

衆議院17項目、参議院19項目の附帯決議を武器に、今回の見直しを検証し、高額療養費制度について検討し直す必要があります。

社会福祉法等の一部改正と介護保険制度の「特定地域」

社会福祉法等の一部改正法案は、衆議院27項目、参議院15項目の附帯決議をつけて、6月19日に成立しました。改正法は社会福祉法や介護保険法、老人福祉法等9本の束ね法ですが、その中心は、社会保障審議会介護保険部会の意見を受けた介護保険制度の見直しです。

介護保険制度見直しは、全国を「大都市部」、「一般市等」、

「中山間・人口減少地域」と3区分し、中山間・人口減少地域の中で「特定地域」を設定し、介護職の人員配置基準の緩和や月単位の包括報酬を可能とする「特定地域サービス」や、事業所が整備できない地域で市町村が介護事業者へ委託する「特定地域居宅サービス等事業」を創設するものです。人手不足で介護事業所の維持が困難な中山間地域など人口減少地域でのサービスの維持を目的としたものと言いますが、常勤・夜勤要件の緩和によるサービスの低下や介護職員の労働過重が危惧されます。

厚生労働省令の基準に基づいて都道府県が対象エリアを定めますが、特定地域に指定されると介護保険制度の基本給付から除外されることにつながり、「保険あって給付なし」の事態を生み出すことになります。地域設定に当たっては、地域の住民の理解と納得による限定的な運用を求めます。

介護保険制度、その他の重要な見直し

「特定地域」での新たな事業の創設以外にも、①中重度の要介護者が入居している「住宅型有料老人ホーム」の登録制の導入と新たな利用者のケアマネジメントに関する「1割負担の導入」、②高齢者の日常生活支援や入院・入所手続、死後の事務に対応する有料の第2種社会福祉事業の創設、③介護保険証の65歳到達時の本人交付の廃止、など多岐にわたる重要な見直しが含まれています。

今後、附帯決議で確認された高齢者の権利保障やサービス水準の維持、介護職員の労働過重の回避等に向け、①から⑤までの課題を中心に、具体の政省令や予算化に対する取り組みの強化が求められます。

- ① 被保険者の拡大
- ② 介護労働者の権利保障と処遇改善、人員増と業務量の軽減、とりわけ24年度報酬改定で引き下げられた訪問介護の基本報酬の速やかな復元改善
- ③ 被介護者の権利保障
- ④ 認知症対策基本法の履行
- ⑤ 在宅生活支援サービスの充実

全日本自治体退職者会は、第28回参議院議員選挙（全国比例区）に

鬼木まこと 参議院議員（自治退顧問）

を推薦決定しました。

1982年福岡県庁に入職、福岡県職員労働組合委員長、自治労本部書記長などを経て、2022年参議院議員選挙に初当選。参議院内閣委員会、行政監視委員会理事、災害対策特別委員会理事などを歴任。



戦争への道を突き進む自民・維新政権と対決、人権・ジェンダー平等を進めよう

過去最大の軍事予算

4月7日に成立した2026年度当初予算では、軍事費は過去最大の9兆0353億円を計上しました。軍事ローンである後年度負担額も17兆9524億円で過去最大を更新。軍事費は今やGDP比2%に膨れ上がり、人びとの命とくらしに密接な社会保障関係費や文教費を抑制し、新たな増税＝防衛特別所得税につながっています。アメリカはさらにGDP比5%を求めていると伝えられています。

国家情報会議設置法

5月27日、国家情報会議設置法が成立し、7月31日に施行されました。

インテリジェンス能力強化をうたった同法は、国民の人権を著しく不当に侵害しかねない危険性を持ちます。第一に、情報活動の対象が不明確、不明瞭です。デモや集会への参加、在日外国人やその支援者の活動が対象とされる懸念が払拭されていません。第二に、個人情報・プライバシーの保護が制度化されていません。第三に、国会の関与や第三者機関によるチェックなど、民主的統制の仕組みがありません。自民党などが今後狙っているといわれる「スパイ防止法」や「対外情報庁」とともに、個人情報やプライバシーの侵害、内心の自由や通信の秘密を侵害する制度に道を開くものです。

引き続き、憲法に保障された権利・自由を擁護することが求められます。

出入国管理及び難民認定法改正

出入国管理及び難民認定法改正が5月29日に成立しました。8月25日の政令で、在留資格の変更・更新許可手続に要する事務手数料は、3月以下は1万円、1年は3万3千円、5年以上は7万5千円などに引き上げられ（現行一律6千円）、10月から施行されます。永住許可は現行の1万円から20万円となります。

2026年8月4日、出入国在留管理庁が公表した「永住許可に関するガイドライン」の改定案は、永住許可の要件のうち独立生計要件について、日本人世帯の平均を上回る年収水準と、年金の受給見込み額がこの年収で厚生年金に30年加入していた場合に受け取れる額に達していることを原則として要求し、また国益要件について「積極的かつ具体的に日本国に利益をもたらす必要がある」としたうえで、自立した言語使用者以上の日本語能力を要求しています。

いずれも在留外国人に著しい負担増を強いて日本在住を困難にするもので、共生社会の実現という観点からも問題が大きいものです。

予備自衛官等兼業特例法

6月10日に成立した「予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律」は、国家・地方公務員が予備自衛官等に志願・登録しやすくするため、これまで厳格だった公務員法上の兼業禁止（許可）を一括して緩和するもの。予備自衛官と兼業している公務員は、国家公務員約350人、地方公務員約1,110人とされていますが、この法律を根拠に、公務員に予備自衛官との兼業への圧力が加えられるおそれがあります。任命権者が職員の離脱を制限できなくなります。公務員の労働環境を脅かすだけでなく、住民のための公務の土台を揺るがしかねません。

予備自衛官等兼業特例法の廃止を求めます。

男女平等に背を向ける皇室典範改正

皇室典範改正は7月17日に成立し、10月24日に施行されます。女性皇族が結婚後も皇族の身分を保持できるほか、旧宮家の男系男子を養子縁組で皇族に迎えることも可能となり、養子に男子が生まれ

れば皇位継承資格が与えられます。このように男系男子による継承維持を強く打ち出す内容になっています。『毎日新聞』によると、8月22日、23日のアンケートで国民の「理解を得られていると思う」が13%にとどまり、「理解を得られているとは思わない」は63%に上りました。天皇の神格化による天皇の政治利用に反対するとともに、男女平等に背を向ける皇室典範の再改正を求めます。

日本国旗損壊罪法

罰則規定を盛り込んだ議員立法（自民党、日本維新の会、国民民主党、参政党）の国旗の損壊等の処罰に関する法律案は、同じ7月17日に成立、8月13日に施行されました。立法事実がなくどのような行為が処罰の対象か曖昧で、罪刑法定主義に反しています。憲法で保障された表現の自由を侵害し、思想や信条に介入しかねない懸念があります。

日本国旗損壊罪法の廃止と、「国民に新たに義務を課すものではない」とする1999年内閣総理大臣談話の堅持を求めます。

憲法改正手続法改正

自民党、日本維新の会、国民民主党、参政党が共同提出した日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案は、7月24日に成立しました。投開票の立会人などの規定を公選法にそろえる内容。4党はいずれも改憲に前向きで、改憲論議を促進させる狙いもありそうです。国民投票運動の政党CMやインターネット広告、運動資金の規制などが改正内容に盛り込まれていないことも問題です。

選択的夫婦別姓制度は法案提出すらなし

選択的夫婦別姓制度の導入は、社会的合意が大きく進展しているにもかかわらず、政府は旧姓使用の法制化の関連法案を検討していると伝えられます。政府案は個人の尊厳を無視するものです。男女格差解消のために、働き方や賃金制度、社会保障・税制などの諸制度を「家族単位」ではなく個人に基づいたものに変えていく必要があります。

病気入院の備えも追加できます

安心総合共済

ケガで入院・通院・手術・死亡/賠償責任/携行品損害

保険期間:2027年3月20日午後4時～2028年3月20日午後4時

新規でご加入の方は、2月末までにお手続きをお願いします。中途加入（4月以降のご加入）は、毎月月末までにお申し込みいただくと、翌月20日より補償開始となります。

最終申込締切日は9月末（補償開始日10月20日）です。

- （オプション）**がんと診断された場合、一時金を支払います。**
- （オプション）**医療補償を付帯することにより、病气も対象となります。**
◆がん補償・医療補償については告知内容等によって加入制限があります。
- 会員なら何歳になっても加入・継続できます。
- 会員本人と配偶者が加入できます。
- ケガ（死亡・入院・手術・通院）が補償されます。
- 日常生活での第三者に対する法律上の個人賠償責任（対人・対物）補償（国内無制限・国外1億円）が付いています。
- 外出時における携行品が補償されます。

お問い合わせ先 取扱代理店 **（株）自治労サービス**
TEL：03-3239-5880

「安心総合共済」は、東京海上日動火災保険(株)の団体総合生活保険のペットネームです。この広告 は団体総合生活保険の概要について、ご紹介したものであり、ご加入に当たっては必ずパンフレット・補償のあらまし(重要事項説明書)をよくお読みください。
引受保険会社:
東京海上日動火災保険(株) (担当課)広域法人部・団体協同組織室
住所: 東京都千代田区三番町 6-4 TEL: 03-3515-4151

2026年10月作成 26TC-002145